



2018年9月28日

各 位

会社名	株式会社ショーワ
代表者名	取締役社長 杉山 伸幸 (コード番号 7274 東証1部)
問合せ先	総務部長 田中 正樹 (TEL 048-554-8170)

訴訟の一部和解に関するお知らせ

当社及び当社の米国子会社は、米国ミシガン州東部地区連邦地方裁判所において集団民事訴訟を提起されておりましたが、下記のとおり、2018年9月28日付けで一部の原告団との間で和解の合意に至りましたので、お知らせいたします。

記

1. 和解に至った経緯

当社及び当社の米国子会社は、一部の自動車用部品に関し不正に競争を制限したとして、2014年6月以降に米国ミシガン州東部地区連邦地方裁判所において、複数の集団民事訴訟を提起されておりましたが、交渉の長期化が当社及び当社グループの事業に与える影響等を総合的に勘案した結果、本件を早期かつ友好的に解決することが両当事者の総合的利益に適うと判断し、この度、一部の原告団との間で和解の合意に至りました。

なお、本和解については、今後、当該裁判所の承認が必要になります。

2. 和解の相手方

自動車ディーラー及び自動車最終購入者

3. 和解の金額

18.5百万米ドル（約20億円）

4. 今後の見通し

本件の和解金につきましては、2019年3月期第2四半期の連結決算においてその他の費用として計上する予定ですが、当社連結業績予想への影響につきましては現在精査中のため、連結業績予想の修正が必要と判断される場合には速やかに公表いたします。なお、本件訴訟に関するその他の原告との間では、訴訟を継続しております。

本件訴訟は、米国司法省による調査対象となった2012年9月以前の行為に基づくものであり、新たな違反が疑われる行為が判明したものではありません。

当社及び当社グループは、再発防止に向けてコンプライアンスの強化等を継続しており、信頼回復に一層努力してまいります。

以上